＜出願までの流れ（小山特許事務所）＞

特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願の場合（面談タイプ）

ご相談ご予約フォームまたはお電話にて、 ご希望の面談日時をお知らせください。	ステップ1
面談日時の決定（ご予約の確定）	ステップ2
面談（ご相談・打合せ） ・アイデアやデザインについてご説明ください。 ・出願から登録までの手続と費用を、弊所オリジナルの資料に基づき、わかりやすくご説明させていただきます。 ・疑問や不安な点につき、ご質問にお答えします。	ステップ3
手続と費用に納得いただけましたら、ご依頼ください。 （一旦、お持ち帰りいただき、じっくりとご検討いただけます。）	ステップ4
「委任状」と「出願のご依頼に際して」という書類をご提出いただきます。 ※「委任状」は、弊所から特許庁に提出させていただきます。 ※「出願のご依頼に際して」は、出願から登録までの費用を記載しておりますので、いま一度ご確認の上、ご提出ください。	ステップ5
請求書を発行させていただきますので、着手金をお支払いください。	ステップ6
出願書類の案文をお送りします。 ※特許出願および実用新案登録出願の場合、出願書類を読みやすくする弊所オリジナルの資料を差し上げます。 ※出願書類の作成前に、さらに打合せが必要となる場合があります。	ステップ7
案文を適宜修正の上、特許庁に出願させていただきます。	ステップ8
出願書類の控え、残金の請求書を郵送させていただきます。 ※今後の手続きの流れについて解説した弊所オリジナルの資料を同封させていただきます。	ステップ9
残金のお支払いをお願いします。	ステップ10

http://www.koyamapat.jp　小山特許事務所（大阪寝屋川）
Copyright(C) 2009,2011 Katanobu Koyama. ALL RIGHTS RESERVED.